「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所	通し番号 50
大項目	Ⅰ．あらゆる分野における女性の活躍
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(5)将来指導的地位に就く女性の人材育成策の充実
細項目	⑥ 国連が女性職員の採用に力を入れている中、「国際機関における邦人職員増強戦略」を強力に推進し、2025年までに国連関係機関の日本人職員を1,000人とすることを目指す。特に、子育て等で一時休業をしている女性の国際機関への就職・復職支援の強化を行うとともに、国際機関に対する日本人採用の働きかけや、日本人留学生を含む次世代を担う若者などの潜在的に国際機関職員となり得る者への広報啓発活動等を強力に推進する。
該当施策名 (事業名)	国際機関邦人職員増強施策
当該施策の背景・目的	国際機関に対して財政的貢献のみならず人的貢献を行うという観点及び国際機関における日本のプレゼンスを高めるという観点から，国際機関の日本人職員を増強し，国際機関における意思決定プロセスへの日本人職員の参画を促進することで，我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現等を目指す。日本再興戦略2016工程表等において，「2025年までに国連関係機関の邦人職員数を1,000人とする」目標が掲げられている。

該当施策の政策手段の分類

	法令・制度改正
	税制改正要望
○	予算 28年度当初予算: 2,034,213 千円 28年度一次補正予算: － 千円 28年度二次補正予算: － 千円 29年度要求予算: 2,881,700 千円
○	機構定員要求
	その他(具体的に)

該当施策概要	【JPO(Junior Professional Officer)派遣制度(拡充)】 給与等を外務省が負担して，将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を，原則2年間国際機関に派遣し，勤務経験を積むことにより，将来における国際機関の正規職員になるために必要な能力を身に付け，ひいては国際機関に勤務する日本人職員の増強を図るもの。派遣終了後の定着率は約7割を超え，現職邦人職員の半数近くがJPO派遣出身者となっている。 【幹部職員の増強(新規)】 JPO同様，給与等の経費を負担し将来の幹部候補となる36歳以上の中堅日本人を国際機関に派遣し，勤務経験・実績を積むことにより，国際機関の幹部職員の増強を図るもの。また，国連常駐調整官(RC)のアセスメント受験に係る経費負担することで，日本人RCを増やし，国際機関の幹部職員の増強を図るもの。 【国際機関勤務経験者を一時的に外務省で雇用する定員の設置(新規)】 国際機関勤務経験者を外務省で活用することは極めて有用であり，経験者個々人にとっても，当該勤務経験は実績として国際機関選考の際に強みとなることから，そういった者を一時的に雇用するための定員を国際機関関係課室・在外公館に設置する。 【潜在的候補者の発掘・育成(新規・拡充)】 国際機関勤務経験者を活用した広報事業の実施，国際機関志望者や現役JPOに対するCV・面接対策等を実施する。
担当府省庁	外務省 総合外交政策局国連企画調整課国際機関人事センター

国際機関の日本人職員

国連関係機関の日本人職員数（専門職以上）推移

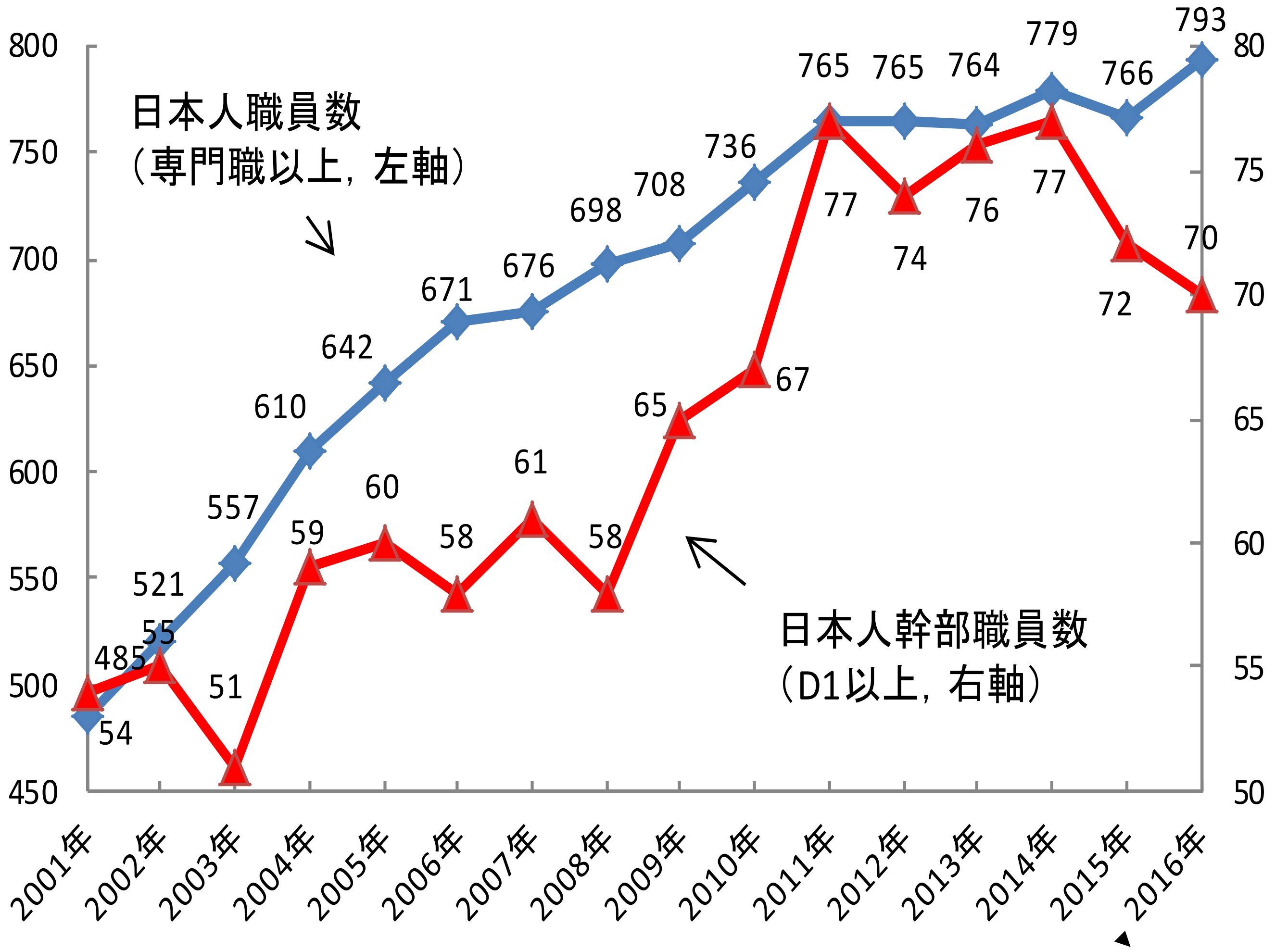

（各年１月現在。2014年以降は前年12月31日現在。外務省調べ）

国連事務局における
「望ましい職員数」及び職員数

順位	国名	職員数	望ましい職員数 下限～上限
1	米国	366	373 ～ 504
2	英国	151	92 ～ 125
3	フランス	146	99 ～ 134
4	イタリア	133	80 ～ 108
5	ドイツ	132	125 ～ 169
6	カナダ	89	56 ～ 75
7	日本	81	186 ～ 252
8	中国	77	119 ～ 161
9	スペイン	69	56 ～ 75
10	メキシコ	62	39 ～ 53
その他		1,695	
合計		3,001	

（2015.6.30現在）
（出典：国連資料（A/70/605））

(注)本表中の「職員数」は、地理的配分の原則が適用されるポストに勤務する職員数であり、全体の職員数ではない。
（総職員数の内の一部の職員）

現状の取組み及び今後の取組み

現状の取組み

1．ＪＰＯ派遣制度の実施

国際機関に勤務を希望する若手邦人を、日本国政府（外務省）の経費負担により原則２年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより正規職員への途を開くことを目的とした制度。派遣者の約７割が派遣後に国際機関に正規採用。本制度が始まった昭和49年からの累計で約1,500名を派遣。

2．潜在的候補者の発掘・育成

大学等教育機関や社会人，高度の専門家集団（医師，弁護士，公認会計士等）に対し，国際機関職員となる方法等のガイダンスを実施。平成27年度は80回延べ8000人以上に対し広報を実施。その他，メーリングリストやFacebook,twitter等も活用。

3．国際機関への働きかけ

要人往来の際や個別人事がある場合等に，代表部等を通じ日本人の採用を働きかける。

今後の取組み

1．幹部候補者となる中堅レベル以上の日本人の派遣

日本国政府（外務省）の経費負担により，ＪＰＯよりも高い中堅レベル以上の日本人を派遣するような制度を創設【予算要求（約２．６億円）】

2．外務省における一時雇用ポストの創設

国際機関は有期雇用であるため，一時的にポストを獲得出来なかった者も存在。そういった者の知見を外務省において活用するとともに，外務省で実績を上げてもらい，国際機関に戻ってもらうべく省内にポストを創設【定員要求（本省・在外公館各１０ポスト）】

3．その他

国際機関幹部ポストの中で特別な試験（有料）が義務づけられているものも存在するため，当該試験料を政府において肩代わり出来ないか検討中。そのほか，関係府省庁・教育機関・国際機関経験者と連携した人材発掘・育成を実施。また，大使級参与の登用，人事センターの省令室への格上げ【機構要求】を含めた外務省内の体制強化も検討中。

ＪＰＯ派遣制度

制度概要

JPO：Junior Professional Officer

国際機関に勤務を希望する若手邦人を、日本国政府（外務省）の経費負担により原則２年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより正規職員への途を開くことを目的とした制度。

本制度が始まった昭和４９年からの累計で約１，５００名を派遣。

応募資格

（１）３５歳以下であること。
（２）ＪＰＯを派遣することのできる国際機関に関連する分野における修士号を取得しており、当該分野に関連する職種において２年以上の職務経験を有すること。
（３）英語で職務遂行可能であること。
（４）将来にわたり国際機関で働く意思を有すること。
（５）日本国籍を有すること。

年度別派遣者数及び予算額

○ＪＰＯ派遣者数は平成16年度に予算減少に伴い大幅減。
○平成２７年度の予算額は１６．４億円，平成２８年度の予算額は２０．０億円と大幅増。

【推移】

	（予算額）	（派遣者数）
平成２７年度	１６．４億円	６５名
平成２６年度	１１．０億円	４４名
平成２５年度	１１．２億円	４０名
平成１５年度	１５．４億円	５８名
平成１４年度	１５．４億円	６１名

国連関係機関の邦人職員数及びJPO経験者数

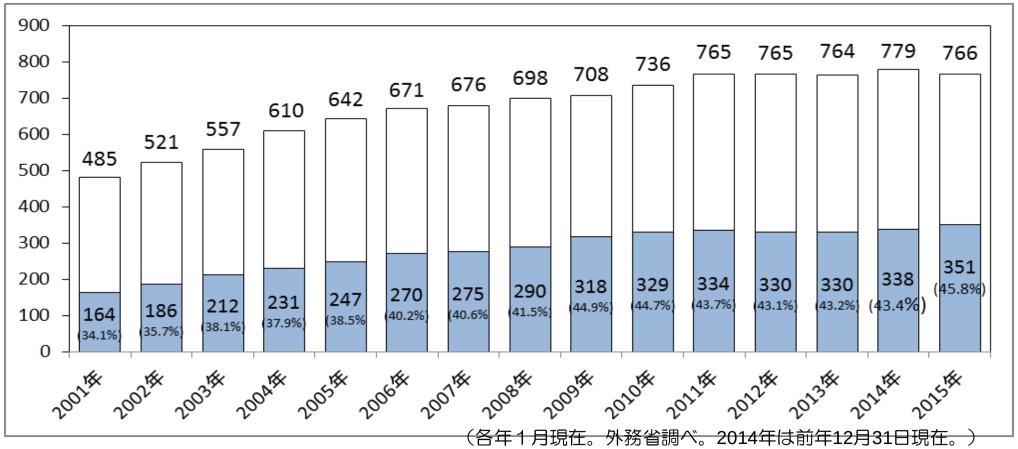

（各年１月現在。外務省調べ。2014年は前年12月31日現在。）

※　上の数値は各年における邦人職員数全体（専門職以上）、下の数値は、そのうちＪＰＯ出身者数及び全体に占める割合

JPO経験者の国際機関採用率

試験年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度		
各年度計	31 / 49	40 / 61	45 / 58	27 / 35	27 / 36	26 / 33	26 / 35	23 / 33	25 / 32	24 / 33	20 / 25	314 / 430	
年度別採用率	63.3%	65.6%	77.6%	77.1%	75.0%	78.8%	74.3%	69.7%	78.1%	72.7%	80.0%	全機関計	73.0%

※　派遣後に正規ポストを獲得したＪＰＯの割合

年度別応募者数・派遣者数

⇒　*応募者数（国際機関を目指す者の裾野）の拡大が急務*

試験年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
応募者数	823	936	1012	798	721	314	294	510	621	313	279	289	301	330
派遣者数	61	58	35	36	33	35	33	32	33	25	30	40	44	65

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所	通し番号 51
大項目	Ⅰ．あらゆる分野における女性の活躍
中項目	2．あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	（5）将来指導的地位に就く女性の人材育成策の充実
細項目	⑥国連が女性職員の採用に力を入れている中、「国際機関における邦人職員増強戦略」を強力に推進し、2025年までに国連関係機関の日本人職員を1,000人とすることを目指す。特に、子育て等で一時休業をしている女性の国際機関への就職・復職支援の強化を行うとともに、国際機関に対する日本人採用の働きかけや、日本人留学生を含む次世代を担う若者などの潜在的に国際機関職員となり得る者への広報啓発活動等を強力に推進する。
該当施策名 （事業名）	平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業
当該施策の背景・目的	紛争予防から紛争後の平和と安定や復興，開発に至る一連のプロセスにおいて，幅広い分野の文民専門家が必要とされている中で，我が国としても国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から国際社会の平和と安定に貢献するため，平和構築・開発分野の現場で活躍できる人材の育成に取り組むことが重要である。本事業で平和構築・開発分野を担う人材の育成・キャリア構築を支援することで，同分野の国際機関における我が国のプレゼンス強化が見込まれる。

該当施策の政策手段の分類		
		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 130,743 千円 28年度一次補正予算: － 千円 28年度二次補正予算: － 千円 29年度要求予算: 128,723 千円
		機構定員要求
		その他（具体的に）

該当施策概要	平和構築・開発分野における文民専門家の発掘・育成・キャリア構築支援を目的として，各種研修コースを実施。具体的には今後平和構築・開発分野でキャリアを形成する意思を持つ若手を対象とした「プライマリー・コース」，同分野において更なる活躍を目指す実務家向けの「ミッドキャリア・コース」，JPO合格者を対象とした「JPO赴任前研修」を実施。その他にも国際機関等のポスト獲得に必要なスキル・知識を提供する「キャリア構築支援」，海外の関連機関との関係強化，国際機関等における人材ニーズ調査及び広報・人材発掘を行う。
担当府省庁	外務省 総合外交政策局国際平和協力室

平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

平成28年6月
外務省国際平和協力室

事業の意義・目的・効果・経緯

- 紛争後の平和と安定や復興，国造り支援に携わる多様な分野での文民専門家の役割が益々重要視され，ニーズが高まる中で，我が国としても国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から，国際社会の平和と安定に責任ある一員として貢献を拡大していくことは重要。
- 平和構築・開発分野で活躍できる人材の育成を目的とし，人材の発掘・育成・キャリア構築支援を包括的に行う。
- 本事業で平和構築・開発分野の人材育成及びキャリア構築を支援することにより，同分野における我が国のプレゼンスの強化が見込まれる。

平成28年度事業内容

研修コース

専門・分野別研修

プライマリー・コース（エントリーレベル）
～平和構築・開発分野で今後キャリアを形成していく人材を育成～
●対象：2年以上の実務経験を有する日本人15名及び外国人10名程度（アジア・中東・アフリカ）
●内容：国内研修6週間＋海外実務研修1年間（国連ボランティア）

ミッドキャリア・コース（実務者レベル）
～平和構築・開発分野で更なる活躍を目指す実務家向けの訓練～
●対象：10年以上の実務経験を有する実務者15名程度
●内容：コミュニケーション／交渉力（3日間）
リーダーシップ／マネージメント（4日間）

キャリア支援研修

JPO赴任前研修
●対象：JPO合格者
●内容：赴任にあたっての心構え等

キャリア構築支援
●目的：ポスト獲得に必要なスキル・知識の提供
●対象：国際機関やNGO等での就職を希望する日本人
●内容：応募書類・面接指導等，キャリア構築に関する助言

研修に付随する業務

海外機関との関係強化・研究
海外の関連機関との関係を構築し，その取組についての情報収集・分析・研究を行う。

国際機関等のニーズ調査
国際機関等が求める人材や，採用方針に関する情報収集・分析を行う。

広報・人材発掘
説明会の開催等により人材発掘を行う。

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所			通し番号 52
大項目	Ⅰ．あらゆる分野における女性の活躍		
中項目	2．あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成		
小項目	（6）キャリア形成支援		
細項目	①　大学等において社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大し、女性の学び直しを一層促進するため、文部科学大臣が認定する社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム（職業実践力育成プログラム（BP：Brush up Program for professional））の認定件数を拡大し、出産・育児・介護等で一旦離職した女性の再就職や、職場のリーダー等を目指す女性のためのキャリアアッププログラムの充実を図る。 あわせて、出産・育児等から職場復帰する女性について、キャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発等更なるキャリア形成支援策を関係省庁が連携して検討するとともに、中長期的なキャリア形成に資する教育訓練の受講について専門実践教育訓練給付により支援する。		
該当施策名 （事業名）	職業実践力育成プログラム（BP：Brush up Program for professional）認定制度		
当該施策の背景・目的	職業に必要な能力・知識を修得・更新・向上するため、大学・大学院等において再教育を受けたいと考える社会人は多く、そのニーズは高いものの、実際に大学等で学び直している社会人は少ないのが現状。 教育再生実行会議第６次提言及び日本再興戦略改訂２０１５を踏まえ、平成２７年７月３１日に、「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」（平成２７年文部科学省告示第１２４号）が公布・施行され、大学等のプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な課程を「職業実践力育成プログラム」（BP：Brush up Program for professional）として文部科学大臣が認定して奨励する仕組みを創設した。		
該当施策の政策手段の分類		法令・制度改正	
		税制改正要望	
		予算 28年度当初予算：　千円 28年度一次補正予算：　千円 28年度二次補正予算：　千円 29年度要求予算：　千円	
		機構定員要求	
	○	その他（具体的に） 毎年大学・大学院・短期大学・高等専門学校を対象に新規公募を行い、有識者による審査を行った上で、「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定。	
該当施策概要	大学等のプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大するため、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定することにより、社会人の学び直しを推進する。 また、厚生労働省の教育訓練給付制度と連携しており、「職業実践力育成プログラム」（BP）のうち、専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けた講座を受講する社会人は、教育訓練給付金を受給することができる。		
担当府省庁	文部科学省 高等教育局専門教育課		

「職業実践力育成プログラム」（BP）認定制度について（概要）
ー　Brush up Program for professional　ー

平成２７年３月　教育再生実行会議提言（第６次提言）
「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

１．社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ
（社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実）
○　大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、**大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築**する。

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（ＢＰ）として文部科学大臣が認定**

【目的】
プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】
○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の**正規課程及び履修証明プログラム**
○ **対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表**
○ 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
○ 総授業時数の一定以上（５割以上を目安）を以下の２つ以上の教育方法による授業で占めている

①実務家教員や実務家による授業 （専攻分野における概ね５年以上の実務経験）	**②双方向若しくは多方向に行われる討論** （課題発見・解決型学修、ワークショップ等）
③実地での体験活動 （インターンシップ、留学や現地調査等）	**④企業等と連携した授業** （企業等とのフィールドワーク等）

○ 受講者の成績評価を実施
○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表（修了者の就職状況や修得した能力等）
○ **教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
○ **社会人が受講しやすい工夫**の整備（週末・夜間開講、集中開講、ＩＴ活用等）

認定により、**①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進　を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進**

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所	通し番号　53
大項目	Ⅰ．あらゆる分野における女性の活躍
中項目	2．あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	（6）キャリア形成支援
細項目	①　大学等において社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大し、女性の学び直しを一層促進するため、文部科学大臣が認定する社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム（職業実践力育成プログラム（BP：Brush up Program for professional））の認定件数を拡大し、出産・育児・介護等で一旦離職した女性の再就職や、職場のリーダー等を目指す女性のためのキャリアアッププログラムの充実を図る。 あわせて、出産・育児等から職場復帰を図る女性について、キャリア形成上の課題解決を通じてキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発等の支援策を関係省庁が連携して検討するとともに、中長期的なキャリア形成に資する教育訓練の受講について専門実践教育訓練給付により支援する。
該当施策名 （事業名）	労働者等のキャリア形成・生産性向上に資する教育訓練開発プロジェクト
当該施策の背景・目的	人口減少局面を迎える中、労働者一人一人の労働生産性向上が不可欠であるため、出産・育児から職場復帰を図る女性や非正規雇用の若者等のキャリア形成上の課題解決を通じた労働者等のキャリアアップ、ひいては生産性向上に資する教育訓練プログラムについて、産業界との連携や職業能力評価基準の活用等を通じて開発・普及し、専門実践教育訓練給付制度における継続的な活用を図る。
該当施策の政策手段の分類	法令・制度改正 　税制改正要望 ○　予算 28年度当初予算：　－　千円 28年度一次補正予算：　－　千円 28年度二次補正予算：　－　千円 29年度要求予算：　201,180　千円 　機構定員要求 　その他（具体的に）
該当施策概要	キャリア形成上の課題の解決を通じた労働者のキャリアアップに資する教育訓練プログラムについて、以下の方法により産業界との連携や職業能力評価基準の活用等を通じて開発する。 ●教育訓練機関に対し、以下の対象者・分野を設定した教育訓練プログラムの開発を委託 （計10プロジェクト） ・非正規雇用から正規雇用への転換を図る若者等 ・出産・育児からの職場復帰（キャリアアップ）を図る女性 ・生産性向上のための高度IT人材育成、中高年のキャリアアップ　等 ●1プロジェクト当たり年間2千万を上限として、最大3年間委託 ●成果（カリキュラム等）は、全国の教育訓練機関に展開し、専門実践教育訓練給付制度の対象プログラム等として、継続的に活用
担当府省庁	厚生労働省 職業能力開発局キャリア形成支援課

労働者等のキャリア形成・生産性向上に資する教育訓練開発プロジェクト

～Recurrent Training program for improving worker's career and productivity(RETRY project)～

○　人口減少局面を迎える中、我が国の持続的な経済成長のため、労働者一人一人の労働生産性向上が不可欠。
○　労働者の能力開発に当たっては、産業界等のニーズを踏まえることに加え、出産・育児から職場復帰を図る女性、非正規雇用の若者等、キャリア形成における課題等に焦点を当てた教育訓練等の支援を行うことが必要。
○　現状では、専門実践教育訓練においてそのような実践的な教育訓練は質量ともに十分とはいえないことから、キャリア形成上の課題解決を通じて労働者のキャリアアップに資する教育訓練プログラム及びキャリアコンサルティング等の支援の在り方について、産業界等との連携や職業能力評価基準の活用等を通じて集中的に開発・普及し、専門実践教育訓練給付制度における継続的な活用を図る。

【実施イメージ】

≪ライフステージにおけるキャリア形成上の課題(例)≫
・若者：非正規雇用から正規雇用に転換するために、手に職を付けて資格をとりたい。
・育児中の女性：子供が大きくなったので、前職の経験を活かし更なるスキルアップをした上で再就職したいが、育児と教育訓練の両立が困難。

労働者等のキャリア形成・生産性向上に資する教育訓練開発の推進(RETRYプロジェクト)

キャリア形成上の課題の解決を通じた労働者のキャリアアップに資する
－教育訓練プログラム(カリキュラム)
　ex.育児から職場復帰を図る女性に対する託児付き講座/サービス業等における正規転換に向けた講座等
－それに付随して受講効果を高めるための労働者支援
　ex.ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施等
について、産業界との連携や職業能力評価基準の活用等を通じて開発

- 教育訓練機関に対し、以下の対象者/分野を設定した教育訓練プログラムの開発を委託(計10プロジェクト)
  - ・非正規雇用から正規雇用への転換を図る若者等
  - ・出産・育児からの職場復帰(キャリアアップ)を図る女性
  - ・生産性向上のための高度IT人材育成、中高年のキャリアアップ　等
- 1プロジェクト当たり年間2千万円を上限として、最大3年間委託

本人の希望に応じたキャリア形成の実現(キャリアアップ、再就職等)

※　成果は、全国の教育訓練機関に展開するとともに、専門実践教育訓練給付制度の対象プログラムとして、継続的に活用

<table>
<tr><th colspan="2">「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所　　通し番号　54</th></tr>
<tr><td>大項目</td><td>Ⅰ．あらゆる分野における女性の活躍</td></tr>
<tr><td>中項目</td><td>2．あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>（6）キャリア形成支援</td></tr>
<tr><td>細項目</td><td>①　大学等において社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大し、女性の学び直しを一層促進するため、文部科学大臣が認定する社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム（職業実践力育成プログラム（BP：Brush up Program for professional））の認定件数を拡大し、出産・育児・介護等で一旦離職した女性の再就職や、職場のリーダー等を目指す女性のためのキャリアアッププログラムの充実を図る。
　あわせて、出産・育児等から職場復帰する女性について、キャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発等更なるキャリア形成支援策を関係省庁が連携して検討するとともに、中長期的なキャリア形成に資する教育訓練の受講について専門実践教育訓練給付により支援する。</td></tr>
<tr><td>該当施策名
（事業名）</td><td>教育訓練給付金（専門実践教育訓練）</td></tr>
<tr><td>当該施策の背景・目的</td><td>非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジし安定的に働くことができるよう、教育訓練給付（受講費用の2割を支給、給付上限10万円）を拡充し、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援する。</td></tr>
<tr><td>該当施策の政策手段の分類</td><td><table>
<tr><td></td><td>法令・制度改正</td></tr>
<tr><td></td><td>税制改正要望</td></tr>
<tr><td>○</td><td>予算
28年度当初予算：　9,566,160　千円
28年度一次補正予算：　－　千円
28年度二次補正予算：　－　千円
29年度要求予算：　11,005,015　千円</td></tr>
<tr><td></td><td>機構定員要求</td></tr>
<tr><td></td><td>その他（具体的に）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>該当施策概要</td><td>　被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付するもの。

支給要件：被保険者期間10年以上（初回の場合は2年以上）で、当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
給付水準：教育訓練に要した費用の40%相当額（上限年間32万円）を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている場合には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限年間16万円）を追加支給。
対象訓練：専門的・実践的であると認められる訓練について指定。</td></tr>
<tr><td>担当府省庁</td><td>厚生労働省
職業安定局雇用保険課</td></tr>
</table>

教育訓練給付

被保険者である者又は被保険者でなくなってから１年以内(※1)にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付

(※1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

①　一般教育訓練に係る教育訓練給付金

○支給要件：被保険者期間３年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前３年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。

○給付水準：教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)

○対象訓練：雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練。医療・福祉関係、事務関係等幅広く指定されており現在指定講座数は10,056講座（平成28年４月１日現在）

②　専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（中長期的なキャリア形成支援措置）【26年10月１日施行】

○支給要件：被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。

○給付水準：教育訓練に要した費用の40%相当額(上限年間32万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、６か月ごとに支給。加えて、訓練修了後１年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された(又は雇用されている)場合には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給

○対象訓練：専門的・実践的であると認められる以下の訓練について指定

- 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程
  (期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
- 専門学校の職業実践専門課程（期間は、2年）
- 専門職大学院（期間は、2年以内(資格取得につながるものにあっては、3年以内で取得に必要な最短期間))
- 職業実践力育成プログラム(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ2年以内)
- 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目的とした課程(時間が120時間以上かつ2年以内)

指定講座数2,092講座
平成28年１月末現在

2)②専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に2箇月ごとに支給(教育訓練支援給付金。平成30年度までの暫定措置)